

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

喬木村長

市町村名 (市町村コード)	喬木村 (4153)
地域名 (地域内農業集落名)	阿島 (寺の前・城原)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月30日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

城原地域は昭和50年代に農業構造改善事業により整備された農地が広がる地域であり、河岸段丘の台地に水田、畑、果樹園が広がっている。主力の水稲は農家の高齢化による離農に加え井水が経年劣化により状態が非常に悪く適切な水管理ができないため、農業法人の撤退もあり遊休農地が増加している。寺の前地域は、加々須川流域に水田と水田転作としてアスパラ、キュウリの畑が広がっている。担い手の高齢化が進んでいるものの新規就農者により農地が引き継ぐことができている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

城原地域は水稲が主力ではあるが、基盤整備事業を検討し畑地への転換し高収益作物への転換検討をおこなう。寺の前地域は耕作条件にあった水稲、野菜等の栽培を行い地域農業の維持に努めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	24.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	18.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業農用地区域内の農地及びその周辺の農用地を農業上の利用が行われる区域とする

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針 地域の中心となる経営体(担い手)に農地集約、集積を図りつつ、今後、耕作者が離農する際は、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針 農地中間管理機構を通じて農地の貸し借りをを行い、農地の集約化を目指していく。
(3) 基盤整備事業への取組方針 城原地域において基盤整備事業の早期実施に向けて関係機関との協議を進めていく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針 村内各地域から認定農業者等の受け入れを促進する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 農作業の負担軽減し農業を長く続けられるために農業法人を積極的に受け入れ持続可能な農業の取り組みをおこなう。

以下任意記載事項(地域の实情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑩城原地域は河岸段丘の丘にあり風越山を望む景観がとてもよい地域であるので遊休農地対策として景観作物を栽培し、地域の魅力を高める取り組みを行う。